

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

発行所 秋 田 市 役 所

編集兼 中 島 修

発行人

印刷人 三 戸 俊 彦

秋田市旭北錦町3番50号

印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（第34号）…… 2
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第35号）……14
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（第36号）……14

規 則

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第40号）……14
- 秋田市子ども手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則（第41号）……14
- 秋田市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（第42号）……14
- 老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（第43号）……15
- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第44号）……15

訓 令

- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第10号）……16

告 示

- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第271号）……21
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第272号）……21
- 平成21年度、平成22年度および平成23年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第273号）……21
- 平成23年度第2期および第3期国民健康保険税督促状の公示送達について（第274号）……21
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第275号）……22
- 放置自転車等の撤去および保管について（第276号）……22
- 平成23年度介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第277号）……22
- 秋田市議会定例会の招集について（第278号）……22
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について（第279号）……22
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第280号）……23
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更

- 生医療）の指定について（第282号）……23
- 交付要求通知書の公示送達について（第283号）……23
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第284号）……23

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第14号）……24

選 管 告 示

- 平成23年11月7日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙において当選した者の氏名および住所について（第68号）……24
- 平成23年11月7日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙において当選した者の氏名および住所について（第69号）……24
- 平成23年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を經由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第70号）……25

芝 選 挙 長 告 示

- 平成23年11月7日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙について（第3号）……25
- 平成23年11月7日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙について（第4号）……25
- 平成23年11月7日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙における選挙会の場所および日時について（第5号）……25

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第17号）……25

上 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の休止について（第41号）……25
- 指定排水設備工事事業者の休止について（第42号）……25

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について……26
- インフルエンザ定期予防接種について……26
- 市有物件の売払いについて……26
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……27
- インフルエンザ定期予防接種について……27
- 差押財産の公売について……27
- 農用地利用集積計画について……28
- 入札参加希望者の公募について……28

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について.....29
- 入札参加希望者の公募について.....30
- 入札参加希望者の公募について.....31
- 入札参加希望者の公募について.....32
- 入札参加希望者の公募について.....33

条 例

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第34号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例
(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の77.5」を「100分の80」に改める。

第26条の2第3号および第4号ならびに第26条の3第1項第1号および第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

ア 行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
および任期	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
付職員以外	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
の職員	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100

37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000	
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800	
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600	
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200	
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000	
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800	
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600	
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200	
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000	
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800	
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600	
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200	
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000	
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800	
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600	
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200	
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200		
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900		
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600		
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900		
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500		
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200		
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900		
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400		
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100		
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800		
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500		
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000		
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700		
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400		
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100		
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600		
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100			
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800			
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500			
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000			
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700			
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400			
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100			
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600			
86	239,700	294,800	343,200	383,900				
87	240,400	295,100	343,700	384,500				
88	241,100	295,500	344,200	385,100				
89	241,900	295,800	344,600	385,800				
90	242,400	296,200	345,100	386,400				

	91	242,900	296,600	345,600	387,000				
	92	243,400	297,000	346,100	387,600				
	93	243,700	297,100	346,300	388,300				
	94		297,500	346,800					
	95		297,900	347,300					
	96		298,300	347,800					
	97		298,500	347,900					
	98		298,900	348,400					
	99		299,300	348,900					
	100		299,700	349,400					
	101		299,900	349,700					
	102		300,300	350,100					
	103		300,700	350,500					
	104		301,100	350,900					
	105		301,300	351,400					
	106		301,600	351,800					
	107		302,000	352,200					
	108		302,400	352,600					
	109		302,600	353,100					
	110		303,000	353,500					
	111		303,400	353,900					
	112		303,700	354,200					
	113		303,800	354,700					
	114		304,200						
	115		304,600						
	116		305,000						
	117		305,200						
	118		305,500						
	119		305,800						
	120		306,100						
	121		306,500						
	122		306,800						
	123		307,100						
	124		307,400						
	125		307,800						
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400
任期付職員	1	140,100							
	2	172,200							

別表第2のイの表およびウの表を次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 俵	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700
および任期	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
付職員以外	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
の職員	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200

11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400
41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600
45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800
47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800

	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400	
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100	
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800	
	69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300	
	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900	
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500	
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100	
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700	
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300	
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900	
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500	
	77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000	
	78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600	
	79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200	
	80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800	
	81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500	
	82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100	
	83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700	
	84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300	
	85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000	
	86		291,900	328,500	350,300		
	87		292,100	328,800	350,700		
	88		292,300	329,200	351,100		
	89		292,700	329,600	351,500		
	90		292,900	330,000	351,900		
	91		293,100	330,400	352,300		
	92		293,300	330,800	352,600		
	93		293,700	331,300	353,000		
	94		293,900	331,600	353,400		
	95		294,100	332,000	353,800		
	96		294,400	332,400	354,100		
	97		294,800	332,600	354,600		
	98		295,100	333,000	355,000		
	99		295,400	333,400	355,400		
	100		295,700	333,800	355,800		
	101		296,000	334,000	356,300		
	102		296,300	334,400	356,700		
	103		296,600	334,800	357,100		
	104		296,900	335,000	357,500		
	105		297,200	335,100	358,000		
	106			335,500			
	107			335,900			
	108			336,300			
	109			336,500			
	110			336,900			
	111			337,300			
	112			337,700			
	113			337,900			
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000
任期付職員			178,200				

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員 および任期 付職員以外 の職員	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200

51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000		
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500		
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000		
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500		
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100		
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700		
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200		
94	283,600	317,800	352,300	371,200			
95	284,600	318,500	353,000	371,700			
96	285,600	319,100	353,700	372,200			
97	286,500	319,800	354,200	372,800			
98	287,300	320,200	354,700	373,300			
99	288,100	320,900	355,200	373,800			
100	289,000	321,600	355,700	374,300			
101	289,800	322,000	356,200	374,900			
102	290,600	322,600	356,700	375,400			
103	291,400	323,200	357,200	375,900			
104	292,200	323,800	357,700	376,300			

105	292,900	324,200	358,000	376,900
106	293,400	324,700	358,500	377,400
107	293,900	325,200	359,000	377,900
108	294,400	325,700	359,500	378,400
109	294,600	326,100	360,000	379,000
110	295,000	326,500	360,500	379,500
111	295,200	326,900	361,000	380,000
112	295,600	327,300	361,500	380,500
113	295,900	327,700	362,000	381,100
114	296,200	328,100	362,500	
115	296,600	328,500	363,000	
116	296,900	328,800	363,400	
117	297,200	329,100	363,800	
118	297,500	329,500	364,300	
119	297,800	329,900	364,800	
120	298,200	330,300	365,300	
121	298,500	330,500	365,700	
122	298,900	330,900	366,200	
123	299,300	331,300	366,700	
124	299,700	331,700	367,200	
125	299,900	331,900	367,600	
126	300,200	332,200		
127	300,600	332,600		
128	301,000	332,900		
129	301,200	333,000		
130	301,600	333,400		
131	302,000	333,800		
132	302,400	334,200		
133	302,600	334,500		
134	303,000	334,900		
135	303,400	335,300		
136	303,800	335,700		
137	304,000	336,000		
138	304,300	336,400		
139	304,700	336,800		
140	305,100	337,200		
141	305,300	337,500		
142	305,700	337,900		
143	306,100	338,300		
144	306,400	338,700		
145	306,500	339,000		
146	306,900	339,400		
147	307,300	339,800		
148	307,700	340,200		
149	307,900	340,500		
150	308,200	340,900		
151	308,500	341,300		
152	308,800	341,700		
153	309,200	342,000		
154	309,500			
155	309,700			
156	310,000			
157	310,400			
158	310,700			

	159	311,000						
	160	311,300						
	161	311,700						
	162	312,000						
	163	312,300						
	164	312,600						
	165	313,000						
	166	313,300						
	167	313,600						
	168	313,900						
	169	314,300						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700
任期付職員			188,900					

別表第3を次のように改める。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員	1	204,600	265,400	316,200	408,000	542,500
以外の職員	2	206,800	268,500	319,600	410,500	545,600
	3	209,000	271,600	323,100	413,000	548,800
	4	211,200	274,700	326,600	415,500	552,000
	5	213,300	277,800	330,200	418,100	555,100
	6	215,500	280,600	333,700	420,600	557,600
	7	217,700	283,400	337,200	423,100	560,100
	8	219,900	286,100	340,700	425,600	562,600
	9	222,200	288,900	344,300	427,900	565,000
	10	224,600	291,800	347,600	430,400	566,900
	11	227,000	294,700	350,900	432,900	568,800
	12	229,400	297,600	354,200	435,400	570,700
	13	231,700	300,200	357,500	437,200	572,500
	14	234,100	302,800	360,000	439,500	574,000
	15	236,500	305,300	362,600	441,900	575,500
	16	238,900	307,800	365,200	444,200	577,000
	17	241,100	310,200	367,900	446,600	578,500
	18	244,200	313,000	370,200	449,000	579,500
	19	247,300	315,800	372,500	451,400	580,500
	20	250,400	318,600	374,800	453,800	581,500
	21	253,500	321,200	377,000	456,300	582,600
	22	256,600	324,000	379,100	458,700	
	23	259,700	326,800	381,200	461,100	
	24	262,800	329,600	383,300	463,500	
	25	265,800	332,100	385,300	465,500	
	26	268,800	334,600	387,200	467,700	
	27	271,800	337,100	389,100	469,900	
	28	274,800	339,600	391,000	472,100	
	29	277,800	342,000	393,000	474,300	
	30	280,500	344,200	394,800	476,600	
	31	283,200	346,400	396,600	478,800	
	32	285,900	348,600	398,400	481,000	
	33	288,500	350,900	400,200	483,000	
	34	291,400	353,200	402,000	485,200	

35	294,200	355,500	403,800	487,500
36	297,000	357,800	405,600	489,800
37	299,800	359,900	407,200	492,000
38	302,100	362,000	408,900	494,000
39	304,400	364,100	410,600	496,000
40	306,700	366,100	412,300	498,000
41	308,900	368,100	413,700	500,100
42	310,100	370,000	415,300	502,000
43	311,300	371,900	416,900	503,900
44	312,500	373,800	418,500	505,800
45	313,600	375,800	419,900	507,800
46	314,800	377,600	421,500	509,600
47	316,000	379,400	423,100	551,500
48	317,200	381,200	424,700	513,400
49	318,200	383,100	426,300	515,200
50	319,300	384,900	427,600	517,000
51	320,400	386,700	428,900	518,900
52	321,500	388,500	430,200	520,800
53	322,700	389,900	431,000	522,700
54	323,800	391,400	432,000	524,400
55	324,900	392,900	432,900	526,100
56	326,000	394,500	433,800	527,800
57	327,100	395,900	434,800	529,500
58	328,200	397,300	435,700	530,800
59	329,300	398,800	436,700	532,100
60	330,300	400,300	437,600	533,400
61	331,400	401,700	438,500	534,700
62	332,500	403,200	439,500	535,700
63	333,600	404,700	440,600	536,700
64	334,700	406,200	441,700	537,700
65	335,700	407,200	442,600	538,500
66	336,800	408,300	443,600	539,400
67	337,900	409,400	444,600	540,300
68	339,000	410,500	445,600	541,200
69	340,000	411,500	446,600	542,100
70	341,100	412,400	447,600	542,900
71	342,200	413,300	448,600	543,800
72	343,300	414,100	449,600	544,700
73	344,000	415,000	450,700	545,600
74	345,000	415,900	451,700	546,500
75	346,000	416,700	452,700	547,400
76	347,000	417,600	453,700	548,300
77	348,100	418,300	454,600	549,200
78	349,100	418,900	455,200	
79	350,100	419,500	455,900	
80	351,100	420,100	456,600	
81	352,100	420,400	457,400	
82	353,100	421,000	458,100	
83	354,100	421,600	458,800	
84	355,100	422,200	459,500	
85	355,700	422,600	460,000	
86	356,300	423,200	460,700	
87	356,900	423,800	461,400	
88	357,500	424,400	462,100	

89	358,200	424,900	462,600		
90	358,700	425,500			
91	359,100	426,100			
92	359,600	426,700			
93	360,100	427,000			
94	360,500	427,500			
95	361,000	428,000			
96	361,500	428,500			
97	362,100	429,100			
98	362,600	429,600			
99	363,100	430,100			
100	363,600	430,600			
101	364,000	431,000			
102	364,500	431,500			
103	365,000	432,000			
104	365,500	432,500			
105	366,000	433,100			
106	366,500				
107	367,000				
108	367,500				
109	368,100				
110	368,600				
111	369,100				
112	369,600				
113	370,200				
114	370,700				
115	371,200				
116	371,700				
117	372,100				
118	372,600				
119	373,100				
120	373,600				
121	373,900				
122	374,400				
123	374,900				
124	375,400				
125	375,800				
126	376,300				
127	376,800				
128	377,300				
129	377,800				
再任用職員	285,600	297,400	319,700	405,400	542,500

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

別表中「543,000」を「541,000」に、「620,000」を「617,000」に、「724,000」を「721,000」に、「848,000」を「844,000」に改める。

第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部

を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の137.5」を「100分の122.5」とあるのは「100分の140」に改める。

(秋田市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年秋田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第8項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改め、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第2

条および第4条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の秋田市職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)第23条第1項から第3項まで、第5項もしくは第6項もしくは第26条第2項(同条第3項又は第3条の規定による改正後の秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)および第4項から第6項まで(秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)もしくは附則第17項(秋田市職員の育児休業等に関する条例附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年秋田市条例第8号)第4条第1項又は秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年秋田市条例第37号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号俸がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号俸欄に掲げるものであるもの(秋田市職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年秋田市条例第28号)附則第8項から附則第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。)、医療職給料表(1)の適用を受ける職員もしくは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員給料表の適用を受ける職員でその号俸が1号俸から3号俸までであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(秋田市職員給与条例第12条の2第2項に規定する規則で定める額を除く。)および管理職手当ならびに秋田市立高等学校および秋田公立美術工芸短期大学附属高等学校の教育職員の給与に関する条例(昭和58年秋田市条例第14号)第3条第2項第3号に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.3を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(平成23年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
行政職給料表(1)	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで

	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
医療職給料表(2)	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から68号俸まで
	4級	1号俸から56号俸まで
	5級	1号俸から40号俸まで
	6級	1号俸から24号俸まで
医療職給料表(3)	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から92号俸まで
	3級	1号俸から68号俸まで
	4級	1号俸から56号俸まで
	5級	1号俸から40号俸まで
	6級	1号俸から20号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
教育職給料表(1)	1級	1号俸から84号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して別に定める者を除く。)に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.3を乗じて得た額

(給料表の特例)

3 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年秋田市条例第28号)附則第13項に規定する平成17年度職員に対する改正後の条例別表第1のアの表および別表第2のウの表の規定の適用については、改正後の条例別表第1のアの表4級の欄中

「 388,300	「 388,300
	388,900
	389,500
	390,100
	390,800
	391,400
	392,000
	392,600
	393,300
	393,900
とあるのは	394,500
	395,000
	395,700
	396,300
	396,900
	397,500
	398,200
	398,800
	399,400
	400,000
」	400,600
」	

と、改正後の条例

別表第2のウの表5級の欄中

「	400,200	「	400,200
			400,800
			401,400
			402,000
			402,500
			403,100
			403,700
			404,300
			404,800
			405,400
	とあるのは	406,000	とする。
		406,600	
		407,100	
		407,700	
		408,300	
		408,900	
		409,400	
		410,000	
		410,600	
		411,200	
		411,700	」

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の137.5」を「100分の140」に改める。

附則第4項中「平成23年6月」を「平成24年6月」に改める。

附則第6項中「平成23年11月30日」を「平成24年11月30日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成3年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の137.5」を「100分の140」に改める。

附則第3項中「平成23年6月」を「平成24年6月」に改める。

附則第5項中「平成23年11月30日」を「平成24年11月30日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第40号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成18年秋田市規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成23年1月1日」を「平成24年1月1日」に改め、同項中「平成23年1月1日」を「平成24年1月1日」に、「平成22年1月1日」を「平成23年1月1日」に改める。

附則第6項中「平成22年1月1日」を「平成23年1月1日」に改める。

附則第7項中「平成23年1月1日」を「平成24年1月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市子ども手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第41号

秋田市子ども手当の支払日等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市子ども手当の支払日等に関する規則(平成22年秋田市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規則は、」の次に「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号。以下「法」という。)および」を加え、「法」を「平成22年法」に改める。

第2条第2項中「第7条第4項ただし書」の次に「又は平成22年法第7条第4項ただし書」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第42号

秋田市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市老人福祉法施行細則(平成7年秋田市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(入所等の措置の申出等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第10条の4第1項又は法第11条第1項に規定する措置（以下「入所等の措置」という。）を受けることを希望する者は、措置申出書を市長に提出しなければならない。

第2条第2項中「申請」を「規定による申出」に改め、同条第3項中「申請書を受理した」を「規定による申出を受けた」に、「調査しなければならない」を「調査するものとする」に改める。

第4条の見出しを「(措置決定通知書等)」に改め、同条中「措置の」を「入所等の措置の」に、「入所を」を「入所等の措置を」に改める。

第6条の見出しを「(措置依頼書等)」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改める。

市長は、法第10条の4第1項又は法第11条第1項の規定に基づき施設又は養護受託者に入所等の措置を依頼するときは、措置依頼書により、当該施設の長又は養護受託者に対し依頼しなければならない。

2 前項又は第4項の規定に基づき措置依頼書の送付を受けた施設の長又は養護受託者は、措置受諾（不承諾）書により、入所等の措置を実施する旨又はこれを行うことができない旨を市長に回答しなければならない。

3 市長は、入所等の措置を廃止するときは、措置解除通知書により、当該施設の長又は養護受託者に対し通知しなければならない。

第6条第4項中「措置の変更を行ったときに」を「入所等の措置の変更について」に改める。

第7条第1項中「老人ホーム又は」を「養護老人ホームもしくは特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）又は」に、「もしくは」を「又は」に改める。

第8条中「法第10条の4第1項および法第11条第1項の措置」を「入所等の措置」に、「市長は、当該措置」を「、市長は、当該入所等の措置」に改める。

第9条第1項および第2項ならびに第10条中「老人ホーム」を「施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第43号

老人福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

老人福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第1項第1号から第3号までの規定による措置（同条第2項の規定によるものを含む。）を「第10条の4第1項又は法第11条に規定する措置（」に改める。

第3条第1項中「、措置（」の次に「法第10条の4第1項ならびに」を加え、同条第2項中「、措置（」の次に「法第10条の4第1項ならびに」を加え、「(一般事務費および一般生活費（地区別冬期加算および入院患者日用品費を除く。）の合算額をいう。別表第1および別表第2において同じ。）」を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

別表第1の備考の5中「の支弁額」の次に「(一般事務費および一般生活費（地区別冬期加算および入院患者日用品費を除く。）」

の合算額をいう。別表第2において同じ。）」を加え、同表の備考に次のように加える。

6 月の途中で措置を開始し、又は終了した場合における当該被措置者に係るその月分の費用の額は、日割計算によるものとする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

別表第2Aの項中「含む。）」の次に「ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による被支援者」を加え、同表の備考の1中「および」を「、同法第314条の8、」に、「規定」を「および同法附則第5条の4第6項の規定」に改め、同表の備考の2中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を削り、同表の備考の2の(1)中「所得税法」の次に「第78条第1項ならびに第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）および第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）」を加え、「、第2項および第3項」を「から第3項まで」に改め、同表の備考の2の(2)中「および第2項ならびに第41条の2」を「から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項および第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項および第2項、第41条の19の4第1項および第2項ならびに第41条の19の5第1項」に改め、同表の備考に次のように加える。

6 月の途中で措置を開始し、又は終了した場合における当該被措置者に係るその月分の費用の額は、日割計算によるものとする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の老人福祉法による費用の徴収に関する規則の規定は、平成23年11月分の徴収すべき費用から適用し、同年10月分までの徴収すべき費用については、なお従前の例による。

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第44号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第2号中「在職した期間」の次に「(当該在職した期間のうち、除算を行わないものとして、1月を超えない範囲内で別に定める期間を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第10号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正す

る訓令を次のように定める。

平成23年11月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表(2)（第2条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 および任期 付職員以外 の職員		円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300
	2	122,500	174,100	195,900	248,700
	3	123,500	175,600	197,300	250,100
	4	124,400	177,100	198,700	251,500
	5	125,400	178,500	200,100	252,700
	6	126,400	180,000	201,600	254,000
	7	127,400	181,500	203,100	255,300
	8	128,400	183,000	204,600	256,600
	9	129,200	184,500	206,100	257,700
	10	130,200	185,700	207,700	259,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300
	12	132,300	188,300	210,900	261,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700
	14	134,100	190,800	214,000	263,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100
	16	136,100	193,200	217,400	266,200
	17	137,200	194,400	218,900	267,400
	18	138,400	195,600	220,100	268,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800
	20	140,800	197,800	222,500	271,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000
	22	143,100	200,000	225,400	273,100
	23	144,300	201,200	227,000	274,200
	24	145,500	202,400	228,600	275,300
	25	146,700	203,600	230,300	276,400
	26	148,200	204,900	231,800	277,500
	27	149,700	206,200	233,300	278,600
	28	151,200	207,500	234,800	279,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800
	30	154,100	210,100	237,600	281,900
	31	155,600	211,400	239,000	283,000
	32	157,100	212,700	240,400	284,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000
	34	160,400	215,000	243,100	286,100
	35	162,200	216,300	244,500	287,200
	36	164,000	217,700	245,900	288,300
	37	165,800	218,800	247,200	289,000
	38	167,500	220,100	248,600	289,900
	39	169,200	221,400	250,000	290,800
	40	170,900	222,700	251,400	291,800
	41	172,500	223,800	252,600	292,700
42	173,900	225,000	253,900	293,700	

43	175,300	226,200	255,200	294,700
44	176,700	227,400	256,500	295,700
45	178,200	228,600	257,600	296,500
46	179,600	229,800	258,800	297,400
47	181,000	231,000	260,000	298,300
48	182,400	232,200	261,200	299,200
49	183,700	233,400	262,500	299,900
50	184,900	234,600	263,700	300,700
51	186,100	235,800	264,900	301,500
52	187,300	237,000	266,000	302,300
53	188,400	238,200	267,100	302,900
54	189,500	239,200	268,300	303,700
55	190,600	240,200	269,500	304,400
56	191,700	241,200	270,700	305,100
57	192,800	242,300	271,700	305,800
58	193,900	243,300	272,800	306,600
59	195,000	244,300	273,900	307,400
60	196,100	245,300	275,000	308,200
61	197,200	246,300	276,100	308,800
62	198,100	247,200	277,200	309,500
63	199,000	248,100	278,300	310,200
64	199,900	249,000	279,400	310,900
65	200,600	250,000	280,300	311,400
66	201,400	250,800	281,100	312,000
67	202,200	251,600	281,900	312,600
68	203,000	252,400	282,800	313,200
69	203,600	253,200	283,700	313,800
70	204,200	253,800	284,500	314,300
71	204,700	254,400	285,300	314,800
72	205,300	255,000	286,100	315,300
73	205,900	255,300	287,000	315,600
74	206,600	255,700	287,800	316,100
75	207,300	256,200	288,600	316,600
76	208,100	256,700	289,400	317,100
77	208,500	257,300	290,000	317,300
78	209,200	257,800	290,600	317,700
79	209,900	258,300	291,100	318,100
80	210,600	258,800	291,500	318,500
81	211,300	259,200	292,000	319,000
82	212,000	259,500	292,500	319,400
83	212,700	259,800	293,000	319,800
84	213,400	260,100	293,500	320,200
85	214,100	260,300	293,900	320,500
86	214,800	260,700	294,500	320,900
87	215,500	261,000	295,100	321,300
88	216,200	261,300	295,700	321,700
89	216,800	261,500	296,000	322,000
90	217,400	261,700	296,500	322,400
91	218,000	262,100	297,000	322,800
92	218,600	262,300	297,500	323,200
93	219,100	262,600	297,900	323,400
94	219,600	263,000	298,400	323,800
95	220,100	263,400	298,900	324,200
96	220,600	263,800	299,400	324,600

	97	221,200	264,000	299,700	324,900
	98	221,700	264,300	300,200	325,300
	99	222,200	264,500	300,700	325,700
	100	222,700	264,800	301,200	326,100
	101	223,300	265,100	301,600	326,400
	102	223,900	265,300	302,000	
	103	224,500	265,600	302,400	
	104	225,100	265,900	302,800	
	105	225,500	266,100	303,100	
	106	226,000	266,400	303,500	
	107	226,500	266,700	303,900	
	108	227,000	267,000	304,300	
	109	227,200	267,300	304,700	
	110	227,600	267,600	305,100	
	111	228,100	267,900	305,500	
	112	228,600	268,200	305,900	
	113	229,100	268,400	306,100	
	114	229,600	268,700	306,500	
	115	230,100	269,000	306,900	
	116	230,600	269,300	307,300	
	117	231,000	269,600	307,600	
	118	231,400	269,900	308,000	
	119	231,800	270,200	308,400	
	120	232,200	270,500	308,800	
	121	232,600	270,600	309,000	
	122		270,900	309,400	
	123		271,200	309,800	
	124		271,500	310,200	
	125		271,600	310,400	
	126		271,900	310,800	
	127		272,200	311,200	
	128		272,500	311,600	
	129		272,600	311,800	
	130		272,900	312,200	
	131		273,200	312,600	
	132		273,500	313,000	
	133		273,600	313,200	
	134		273,900		
	135		274,200		
	136		274,500		
	137		274,600		
再任用職員		191,700	202,900	225,000	246,200
任期付職員		137,200			

備考 この表において、「再任用職員」とは地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により雇用された職員をいい、「任期付職員」とは秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例第4号）第3条又は第4条の規定により雇用された職員をいう。

附 則

（施行期日）

- この訓令は、平成23年12月1日から施行する。
（給料の切替え等）
- この訓令の規定による職員の給料の切替えおよびその切替えに伴う措置に関しては、秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成23年秋田市条例第34号）に従って行われる職員の例による。

（秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正）

- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（平成18年秋田市訓令第11号）の一部を次のように改正する。
附則別表を次のように改める。

附則別表 行政職給料表(2) (附則第2項関係)

職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900
2	136,700	187,600	224,800	264,000
3	137,900	189,400	226,700	266,000
4	139,000	191,200	228,500	268,100
5	140,100	192,800	230,200	270,200
6	141,200	194,600	232,100	272,300
7	142,300	196,400	234,000	274,400
8	143,400	198,200	235,800	276,500
9	144,500	200,000	237,500	278,600
10	145,900	201,800	239,400	280,700
11	147,200	203,600	241,200	282,800
12	148,500	205,400	243,100	284,900
13	149,800	207,000	244,900	287,000
14	151,300	208,900	246,800	289,100
15	152,800	210,800	248,600	291,200
16	154,400	212,700	250,400	293,300
17	155,700	214,600	252,200	295,400
18	157,200	216,500	254,200	297,500
19	158,700	218,400	256,200	299,600
20	160,200	220,300	258,200	301,700
21	161,600	222,000	260,100	303,800
22	164,300	223,900	262,000	305,900
23	166,900	225,800	263,900	308,000
24	169,500	227,700	265,700	310,100
25	172,200	229,300	267,700	312,100
26	173,900	231,100	269,600	314,200
27	175,600	232,800	271,500	316,300
28	177,300	234,600	273,400	318,400
29	178,800	236,100	275,300	320,400
30	180,600	237,600	277,200	322,500
31	182,400	239,100	279,100	324,600
32	184,200	240,600	281,000	326,700
33	185,800	242,100	282,700	328,400
34	187,300	243,600	284,600	330,400
35	188,800	245,100	286,500	332,500
36	190,300	246,700	288,400	334,600
37	191,600	248,000	290,100	336,500
38	192,900	249,600	291,900	338,500
39	194,200	251,200	293,700	340,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500
41	196,900	254,200	297,400	344,400
42	198,200	255,600	299,100	346,300
43	199,500	257,000	300,800	348,200
44	200,800	258,400	302,500	350,100
45	202,000	259,700	304,200	351,600
46	203,300	261,100	305,900	353,100
47	204,600	262,500	307,600	354,600
48	205,900	263,900	309,300	356,100
49	207,100	265,200	310,600	357,800
50	208,200	266,400	312,200	358,700

51	209,300	267,700	313,800	359,900
52	210,400	269,000	315,400	360,900
53	211,600	270,100	317,100	361,800
54	212,600	271,400	318,700	362,900
55	213,600	272,700	320,300	363,900
56	214,600	274,000	321,900	365,000
57	215,400	275,200	323,400	365,900
58	216,400	276,300	324,600	366,600
59	217,300	277,400	325,800	367,300
60	218,300	278,500	327,000	368,000
61	219,200	279,700	327,800	368,500
62	220,200	280,700	328,700	369,100
63	221,200	281,700	329,500	369,800
64	222,200	282,700	330,300	370,500
65	223,000	283,500	331,200	370,900
66	224,000	284,400	331,700	371,600
67	225,000	285,300	332,500	372,300
68	226,100	286,200	333,300	373,000
69	226,900	287,200	334,100	373,500
70	227,700	288,000	334,800	374,200
71	228,500	288,800	335,500	374,900
72	229,300	289,600	336,200	375,600
73	230,100	290,400	336,700	376,100
74	230,800	290,900	337,300	376,800
75	231,500	291,400	337,900	377,500
76	232,200	291,900	338,500	378,200
77	233,000	292,000	338,800	378,600
78	233,800	292,400	339,300	379,200
79	234,600	292,600	339,800	379,800
80	235,400	293,000	340,300	380,400
81	236,100	293,200	340,700	380,900
82	236,800	293,500	341,200	381,500
83	237,500	293,900	341,700	382,100
84	238,200	294,200	342,200	382,700
85	239,000	294,500	342,700	383,300
86	239,700	294,800	343,200	383,900
87	240,400	295,100	343,700	384,500
88	241,100	295,500	344,200	385,100
89	241,900	295,800	344,600	385,800
90	242,400	296,200	345,100	386,400
91	242,900	296,600	345,600	387,000
92	243,400	267,000	346,100	387,600
93	243,700	297,100	346,300	388,300
94		297,500	346,800	
95		297,900	347,300	
96		298,300	347,800	
97		298,500	347,900	
98		298,900	348,400	
99		299,300	348,900	
100		299,700	349,400	
101		299,900	349,700	
102		300,300	350,100	
103		300,700	350,500	
104		301,100	350,900	

105		301,300	351,400
106		301,600	351,800
107		302,000	352,200
108		302,400	352,600
109		302,600	353,100
110		303,000	353,500
111		303,400	353,900
112		303,700	354,200
113		303,800	354,700
114		304,200	
115		304,600	
116		305,000	
117		305,200	
118		305,500	
119		305,800	
120		306,100	
121		306,500	
122		306,800	
123		307,100	
124		307,400	
125		307,800	

告 示

秋田市告示第271号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成23年11月2日

秋田市長 穂 積 志

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 4 5 9
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	デイサービス本道の街ゆったり館 秋田市柳田字川崎138番地
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	社会福祉法人晃和会 秋田市太平八田字藤の崎231番地3 理事長 加藤 光俊 秋田市広面字釣瓶町27番地21
指定の年月日	平成23年11月1日
地域密着型サービスの種類	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

秋田市告示第272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成23年11月2日

秋田市長 穂 積 志

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 4 6 7
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	小規模多機能型居宅介護 えがお 秋田市雄和田草川字山崎103番地2
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名および住所	株式会社スミール 能代市落合字中大野台1番地124 代表取締役 針金 勝彦 能代市落合字中大野台1番地124
指定の年月日	平成23年11月1日
地域密着型サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第273号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年11月11日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成21年度、平成22年度および平成23年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第274号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年11月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度第2期および第3期国民健康保険税督促状

秋田市告示第275号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成23年11月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
平尾島自治会
- 2 認可年月日
平成23年6月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
特例民法法人が認可地縁団体に移行する場合には、当該特例民法法人から承継した財産の種類及び数量
変更前 当該財産を保有していない。
変更後 所有権を有する不動産
ア 建物 790.85㎡
イ 土地 2,339,220㎡
ウ 立木 2,400㎡
- 4 変更年月日
平成23年8月25日
- 5 変更の理由
社団法人雄和平尾島援護会の清算業務による残余財産の決算承認に伴い、地縁団体平尾島自治会が承継したことによる。

秋田市告示第276号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成23年11月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 15台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成23年10月3日から同月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成23年11月29日から平成24年5月29日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第277号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年11月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成23年度介護保険料納入通知書
平成23年度介護保険料督促状

秋田市告示第278号

平成23年11月30日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成23年11月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年11月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
デ イ サ ー ビ ス な な 菜	秋田市新屋天秤野8番13号	平成23年 10月1日
御 所 野 ひ かり ク リ ニ ッ ク	秋田市仁井田字横山260番地1	平成23年 9月1日
福 祉 コ ミ ュ ー タ ー 介 護 用 品	秋田市土崎港中央一丁目16番21号矢守ビル2階	平成23年 10月1日

福祉コンピューターヘルパーステーション	秋田市土崎港中央一丁目16番21号矢守ビル2階	平成23年10月1日
たんぼぼ居宅介護支援センター	秋田市寺内字イサノ101番地アルファコート1F	平成22年3月15日
学園通クリニック	秋田市手形田中5番47号1F	平成23年10月1日
アースワン御所野ショートステイ	秋田市御所野堤台二丁目2番19号	平成23年10月15日
ショートステイケアホテルほどの	秋田市保戸野すわ町8番24号	平成23年9月1日
ヘルパーステーション 遙か	秋田市新屋比内町7番4号	平成23年10月1日
株式会社ほほえみ館	秋田市土崎港相染町字大谷地35番地1	平成23年11月1日
デイサービス本道の街ゆったり館	秋田市柳田字川崎138番地	平成23年11月1日
本道の街ショートステイセンター	秋田市柳田字川崎138番地	平成23年11月1日

2 変更

名 称	変更事項 (名称)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
ジャパンケア 秋田仁井田	パッピー秋田南・ヘルパーステーション	ジャパンケア 秋田仁井田	平成23年10月1日
ジャパンケア 秋田八橋	パッピー秋田中央・ヘルパーステーション	ジャパンケア 秋田八橋	平成23年10月1日
ジャパンケア 秋田仁井田	パッピー秋田南・居宅介護支援事業所	ジャパンケア 秋田仁井田	平成23年10月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
たんぼぼ居宅介護支援センター	秋田市寺内字イサノ101番地アルファコート1F	平成20年5月21日

秋田市告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年11月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山260番地1	平成23年9月1日

プライム薬局	秋田市中通二丁目6番44号 ニュー金座街ビル4F	平成23年10月3日
学園通クリニック	秋田市手形田中5番47号1F	平成23年10月1日
イオン薬局 秋田中央店	秋田市榎山川口境5番11号	平成23年10月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
北嶋内科医院	秋田市南通みその町7番7号	平成23年8月1日

秋田市告示第282号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年11月28日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第164号	イオン薬局 秋田中央店	秋田市榎山川口境5番11号	平成23年12月1日

秋田市告示第283号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成23年11月29日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市新屋町字新町後281番地14

越後 晃

2 送達する書類名

交付要求通知書 1通

秋田市告示第284号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月30日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
市道	飯島堀川2号線	飯島字堀川84番131地先	飯島字堀川84番131地先	84.90	10.20 ～ 34.70

2 区域決定および供用開始の期日

平成23年11月30日

3 縦覧期間

平成23年11月30日から同年12月14日まで

教 委 告 示

秋田市教委告示第14号

平成23年11月29日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成23年11月25日

秋田市教育委員会
委員長 前 川 重 明

付議案件

平成24年度教職員人事異動方針について

選 管 告 示

秋市選管告示第68号

平成23年11月7日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙において、当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成23年11月8日

秋田市選挙管理委員会
委員長 工 藤 任 国

第1選挙区

秋田市雄和椿川字鹿野戸98番地	渡 邊 慶 喜
秋田市雄和椿川字鹿野戸48番地1	金 茂 男
秋田市雄和椿川字鹿野戸57番地	舟 山 義 勝
秋田市雄和田草川字沖村42番地	堀 井 良 美
秋田市雄和田草川字沖村259番地	深 井 稔
秋田市雄和田草川字沖村125番地	堀 井 秋 夫
秋田市雄和田草川字本田134番地	佐 藤 春 美
秋田市雄和田草川字本田218番地	長 沼 謙 悦
秋田市雄和田草川字太田31番地	伊 藤 仁
秋田市雄和田草川字本田182番地	伊 藤 良 和
秋田市雄和田草川字山崎37番地	池 田 浩 富 美
秋田市雄和田草川字山崎114番地	佐 藤 藤 美
秋田市雄和芝野新田字中台69番地	丸 山 邦 春
秋田市雄和芝野新田字上窪3番地2	齊 藤 利 廣
秋田市雄和芝野新田字中台76番地	柏 谷 英 喜
秋田市雄和芝野新田字中台115番地	佐 藤 宏
秋田市雄和芝野新田字中台100番地	佐々木 晃
秋田市雄和芝野新田字中台110番地2	柏 谷 重 春
秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地	堀 井 廣 睦
秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地11	鈴 木 寿

秋田市四ツ小屋字城下当場104番地	榎 長 夫
秋田市四ツ小屋字城下当場4番地6	榎 孝 志
第2選挙区	
秋田市河辺畑谷字中村16番地1	堀 井 榮 策
秋田市河辺畑谷字大又152番地	足 利 肇
秋田市河辺畑谷字大又294番地	足 利 昭
秋田市河辺畑谷字丸山200番地	堀 井 建 一
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝32番地	鎌 田 清 敏
秋田市河辺戸島字本町67番地	佐々木 満
秋田市河辺戸島字本町252番地	佐々木 昭 夫
秋田市河辺戸島字本町261番地	鈴 木 金 市 郎
秋田市河辺戸島字本町137番地	川 村 清 晴
秋田市河辺戸島字町尻68番地3	岡 部 金 利
秋田市河辺戸島字本町286番地	関 正 美
秋田市河辺戸島字中川原105番地	高 屋 孫 三 郎
秋田市河辺戸島字本町157番地	時 田 俊 明

秋市選管告示第69号

平成23年11月7日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により、当選人の氏名および住所を次のとおり告示する。

平成23年11月8日

秋田市選挙管理委員会
委員長 工 藤 任 国

第1選挙区

秋田市雄和椿川字鹿野戸98番地	渡 邊 慶 喜
秋田市雄和椿川字鹿野戸48番地1	金 茂 男
秋田市雄和椿川字鹿野戸57番地	舟 山 義 勝
秋田市雄和田草川字沖村42番地	堀 井 良 美
秋田市雄和田草川字沖村259番地	深 井 稔
秋田市雄和田草川字沖村125番地	堀 井 秋 夫
秋田市雄和田草川字本田134番地	佐 藤 春 美
秋田市雄和田草川字本田218番地	長 沼 謙 悦
秋田市雄和田草川字太田31番地	伊 藤 仁
秋田市雄和田草川字本田182番地	伊 藤 良 和
秋田市雄和田草川字山崎37番地	池 田 浩 富 美
秋田市雄和田草川字山崎114番地	佐 藤 藤 美
秋田市雄和芝野新田字中台69番地	丸 山 邦 春
秋田市雄和芝野新田字上窪3番地2	齊 藤 利 廣
秋田市雄和芝野新田字中台76番地	柏 谷 英 喜
秋田市雄和芝野新田字中台115番地	佐 藤 宏
秋田市雄和芝野新田字中台100番地	佐々木 晃
秋田市雄和芝野新田字中台110番地2	柏 谷 重 春
秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地	堀 井 廣 睦
秋田市雄和芝野新田字寺沢58番地11	鈴 木 寿
秋田市四ツ小屋字城下当場104番地	榎 長 夫
秋田市四ツ小屋字城下当場4番地6	榎 孝 志
第2選挙区	

秋田市河辺畑谷字中村16番地 1	堀 井 榮 策
秋田市河辺畑谷字大又152番地	足 利 肇
秋田市河辺畑谷字大又294番地	足 利 昭
秋田市河辺畑谷字丸山200番地	堀 井 建 一
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝32番地	鎌 田 清 敏
秋田市河辺戸島字本町67番地	佐々木 満
秋田市河辺戸島字本町252番地	佐々木 昭 夫
秋田市河辺戸島字本町261番地	鈴 木 金市郎
秋田市河辺戸島字本町137番地	川 村 清 晴
秋田市河辺戸島字町尻68番地 3	岡 部 金 利
秋田市河辺戸島字本町286番地	関 正 美
秋田市河辺戸島字中川原105番地	高 屋 孫三郎
秋田市河辺戸島字本町157番地	時 田 俊 明

秋市選管告示第70号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成23年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成23年11月29日

秋田市選挙管理委員会

委員長 工 藤 任 国

- 1 期間 平成23年12月3日から同月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

芝選挙長告示

芝選挙長告示第3号

平成23年11月7日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙について、第1選挙区において届出のあった候補者が22人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成23年11月1日

河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 齊 藤 善 悦

芝選挙長告示第4号

平成23年11月7日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙について、第2選挙区において届出のあった候補者が13人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成23年11月1日

河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙

第2選挙区選挙長 稲 垣 靖

芝選挙長告示第5号

平成23年11月7日執行の河辺郡芝野堰土地改良区総代の総選挙

における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成23年11月1日

河辺郡芝野堰土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 齊 藤 善 悦

第2選挙区選挙長 稲 垣 靖

1 場所 秋田市雄和椿川字長者屋敷38番地 1

河辺郡芝野堰土地改良区事務所

2 日時 平成23年11月8日 午前9時

農 委 告 示

秋田市農委告示第17号

平成23年11月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成23年11月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 2 農用地利用集積計画（平成23年度第6号）に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第41号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成23年11月8日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定給水装置工事事業者の休止

指定工事事業者	代表者	所在地
石 翔 水 道	石塚 徹	秋田市河辺岩見字鶴養102

2 休止年月日

平成23年11月4日

秋田市上下水道局告示第42号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の休止を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成23年11月8日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代表者	所在地
石 翔 水 道	石塚 徹	秋田市河辺岩見字鶴養102

2 休止年月日

平成23年11月4日

公 告

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成23年11月2日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

ア 名称 マックスバリュ東北株式会社
代表取締役社長 宮 地 邦 明

イ 住所 秋田市土崎港北一丁目6番25号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名称 (仮称) マックスバリュ泉店
イ 所在地 秋田市泉北一丁目11地内

(3) 小売業を行う者の名称および代表者の氏名ならびに住所

ア 名称 マックスバリュ東北株式会社
代表取締役社長 宮 地 邦 明

イ 住所 秋田市土崎港北一丁目6番25号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成24年6月27日

(5) 店舗面積の合計 2,000.00㎡

(6) 駐車場の収容台数 115台

(7) 駐輪場の収容台数 65台

(8) 荷さばき施設の面積 125.00㎡

(9) 廃棄物等の保管施設の容量 21.60㎡

(10) 小売業を行う者の開店時間および閉店時間

ア 開店時間 午前8時
イ 閉店時間 午前2時

※年間100日は午前7時から午後11時まで

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午前2時30分まで

※年間100日は午前6時30分から午後11時30分まで

(12) 駐車場の出入口の数 2箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日 平成23年10月26日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
(2) 縦覧期間 平成23年11月2日から平成24年3月2日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月2日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師、接種を辞退する医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う 医 師	接種辞退医師	予防接種を行う 主たる場所
井 上 武	三 田 亜紀子	秋田市飯島西袋一丁目 1番1号 秋田組合総合病院
斉 藤 翔 伍	木 村 俊 介	
井 上 真	高 木 大 地	
細 井 愛		
白 井 賢 司		
加 賀 一		
水 谷 嵩		
加賀谷 丈 紘 南 慎一郎		

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年11月4日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	地 積	最低落札価格
1	秋田市南通築地124番18	宅地	124.98㎡	3,149,496円
2	秋田市桜ガ丘三丁目107番1	宅地	1,024.18㎡	24,375,484円
3	秋田市雄和椿川字長者屋敷1番1	原野	328.82㎡	3,419,728円
4	秋田市雄和椿川字長者屋敷1番6	原野	332.65㎡	3,559,355円
5	秋田市雄和椿川字長者屋敷1番7	原野	328.44㎡	3,415,776円
6	秋田市雄和妙法字糠塚43番3外9筆	宅地	2,814.12㎡	15,477,660円
7	秋田市河辺三内字野崎35番23	宅地	433.49㎡	4,334,900円
8	秋田市河辺三内字野崎35番24	宅地	433.48㎡	4,213,425円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

(1) 場所 秋田市職員研修棟第2研修室（2階）
(2) 入札 平成23年12月1日(木) 午前10時
(入札申込受付は、午前9時から午前9時55分まで)
(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に振り替えることができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金(契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。)を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金(契約保証金充当分を差し引く。)を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の案内日時および場所

- (1) 秋田市八橋田五郎二丁目78番3外2筆
日 時 平成23年11月21日(月)午前10時から午前11時まで
集合場所 現地
- (2) 秋田市新屋元町127番19外1筆
日 時 平成23年11月21日(月)午前10時から午前11時まで
集合場所 現地
- (3) 秋田市四ツ小屋宇城下当場253番2外1筆
日 時 平成23年11月21日(月)午前10時から午前11時まで
集合場所 現地
- (4) 秋田市雄和椿川字奥椿岱12番8外8筆
日 時 平成23年11月21日(月)午前10時から午前11時まで
集合場所 現地

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成23年11月7日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
株式会社コジマ 代表取締役 寺 崎 悦 男
栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 コジマNEW卸団地店
所在地 秋田市卸町二丁目3番12号

(3) 変更した事項

- ア 大規模小売店舗の名称および所在地
 - (ア) 変更前 (仮称)コジマNEW卸団地店
秋田市卸町二丁目187-5 他
 - (イ) 変更後 コジマNEW卸団地店
秋田市卸町二丁目3番12号

イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

- (ア) 変更前 代表取締役 小 島 章 利
- (イ) 変更後 代表取締役 寺 崎 悦 男

ウ 大規模小売店において小売業を行う者の代表者の氏名

- (ア) 変更前 代表取締役 小 島 章 利
- (イ) 変更後 代表取締役 寺 崎 悦 男

(4) 変更年月日

1(3)アについては平成17年10月13日、イおよびウについては、平成22年2月16日

(5) 変更理由

大規模小売店舗の名称および所在地ならびに大規模小売店舗の設置者および小売業を行う者の代表者の変更があったため

2 届出年月日 平成23年11月2日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成23年11月7日から平成24年3月7日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月10日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
越 村 裕 美	市立秋田総合病院
菅 原 和 江	秋田市川元松丘町4番30号

秋田市公告

地方税法(昭和25年法律第226号)がその例とする国税徴収法(昭和34年法律第147号)第94条の規定に基づき、差押財産を公売に付するため、同法第95条および第99条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月17日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙公売財産の表示(省略)のとおり
- (2) 公売保証金 別紙公売財産の表示(省略)のとおり
- (3) 見 積 価 額 別紙公売財産の表示(省略)のとおり

- 2 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 3 公売日時
- (1) 参加申込期間
平成24年1月6日午後1時から同月20日午後11時まで
- (2) 入札期間
平成24年1月27日午後1時から同年2月3日午後1時まで
- (3) 開札
平成24年2月3日 午後2時
- 4 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)
- 5 売却決定日時 平成24年2月10日 午前10時
- 6 売却決定場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部国保年金課収納推進室
- 7 公売保証金
入札に当たり、1の(2)の公売保証金の納付が必要となる。
- 8 買受代金納付期限 平成24年2月10日 午後2時30分
- 9 買受人についての資格その他の要件
- (1) 地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。
- (2) 秋田市農業委員会の発行する競(公)売買受適格証明書(これらの権利を取得する者がその住所のある市町村の区域外の場合は、秋田県知事の許可)を取得し提出できる者
- 10 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他、公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 11 権利移転の時期 買受代金の全額を納付したとき。
- 12 危険負担移転の時期 買受代金の全額を納付したとき。
- 13 権利移転に伴う費用 公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担とする。
- 14 消費税の取扱い 非課税財産のため、徴収しない。
- 15 その他
- (1) 公売財産に入札しようとする者(以下「入札者」という。)は、参加申込期間に所定の入札参加申込手続が必要である。
- (2) 入札は、入札期間中に1回のみ可能である。なお、一度行った入札については、入札者の都合による取消および変更はできない。
- (3) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
- (4) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (5) 落札者又は買受人が義務を履行しないときは、公売保証金は市に帰属する。
- (6) 公売物件1および2(別紙公売財産の表示(省略)のとおり)には、平成23年5月25日から平成29年5月24日まで6年間、借賃10aあたり現物30kgの賃借権が設定されている。
- (7) 公売財産には、秋田市芝野堰土地改良区に対し1,000平米あたり3,300円の賦課金等の未納があり、これらの費用は新所有者に引き継ぐ。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成23年度第6号計画)を

定めたので、同法第19条の規定に基づき次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成23年11月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成23年11月28日から同年12月15日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

秋田市の文化財イラストマップへの広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成23年11月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に関する事項
- (1) 入 札 名 文化財イラストマップ広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 文化財イラストマップ
- (3) 予定価格(税抜き) 最低落札価格 95,239円
- (4) 入札参加要件
- ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
- イ 租税に滞納がないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
- エ 秋田市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。
- 2 掲載する広告に関する事項
- (1) 規格等
掲載寸法は、日本工業規格B列5番とし、掲載紙面は「文化財イラストマップ」(B2版、両面カラー、長2ツ折り後ジャバラ折り(6ツ山)、紙質:上質紙90kg)の裏面右上とする。
- (2) 色 フルカラー
- (3) 発行部数 20,000部
- (4) 配布対象 文化施設、図書館、公民館等
- (5) 広告の内容等
- ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
- イ 広告枠内に「広告」と表示すること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 日 時 平成23年12月20日(火) 午前10時
- (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定
落札者は、予定価格(最低落札価格)以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。
- (4) 契約日 平成23年12月22日(木)(予定)
- (5) 契約金額(広告料)の支払
広告料は、平成24年3月30日(金)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
- (6) 注意事項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、平成23年12月9日(金)午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 納税証明書写し可

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの
納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）写し可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第32号 新都市連絡管修繕	秋田市仁井田字新 中島地内	平成24年2月29日	水道施設工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から水道施設工事A級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続

ア 受付期間 平成23年11月30日(水)から同年12月9日(金)までの平日午前9時から午後5時まで（土曜日および日曜日は受け付けないので注意すること。）

イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成23年12月13日(火)に行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会文化振興室文化財担当

電話 018-866-2246

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年11月4日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年11月16日(水) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年11月21日(月)

注 意 事 項

(1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得

を遵守の上、入札に参加すること。

(2) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載する

こと。

- (3) 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年11月15日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略））。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成23年11月4日(金)から同月15日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成23年11月4日(金)から同月15日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第33号 雄物大橋専用橋配水管 および秋田南大橋送配 水管重防食修繕	秋田市新屋町字三ツ小屋・ 新屋町字新町後地先（雄物 大橋） 秋田市豊岩石田坂字上野地 先（秋田南大橋）	平成24年 3月23日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に塗装工事で登録していること。 ② 水道管の重防食施工の実績があること（元請、下請は問わない。）。 （基本的要件については、別に記載）

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成23年11月24日(木) 午前10時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 5 事後審査に関する事項
 - (1) 落札候補者は、平成23年11月16日(水)から同月17日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式4（省略））および資格者証の写し
 - (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
 - (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
 - (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。
 - (3) 申請書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成23年11月11日
秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

- 入札保証金 免除
- 契約予定日 平成23年11月29日(火)
- 注 意 事 項
 - (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - (2) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年11月22日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略））。）を提出すること。
 - (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申請書の受付
申請書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成23年11月11日(金)から同月22日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成23年11月11日(金)から同月22日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 5 事後審査に関する事項
- (1) 落札候補者は、平成23年11月24日(水)から同月25日(木)までに、

- 次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））
 - イ 施工実績調書（別記様式4（省略））および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
 - (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。
 - (3) 申請書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年11月18日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第34号 椿川送水ポンプ場受水槽水位調整弁修繕	椿川送水ポンプ場（秋田市雄和椿川字長者屋敷1番地）	平成24年 2月15日	機械器具設置工事A級 （基本的要件については、別に記載）

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - (2) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年11月30日(水) 午前10時
 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
 入札保証金 免除
 契約予定日 平成23年12月5日(月)

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成23年11月29日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略））。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受

け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年11月18日(金)から同月29日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年11月18日(金)から同月29日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成23年11月30日(水)から同年12月1日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行っ

た入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年11月18日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第35号 松潤浄水場取水井掘削 改修	松潤浄水場内（秋田市河辺 松潤字土手下13番地）	平成24年 3月23日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。 ② 秋田市総務部契約課に、さく井工事で登録していること。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ さく井工事について資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年11月30日(水) 午前10時20分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年12月5日(月)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

(2) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に

記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年11月29日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略）））を提出すること。

(2) 申請書の提出
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年11月18日(金)から同月29日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年11月18日(金)から同月29日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成23年11月30日(水)から同年12月1日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式5（省略））および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札（有価物の売却に係る契約）を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成23年11月25日

秋田市上下水道事業管理者 坂 田 昌 平

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物件名	引渡し場所	引渡し期間
工事撤去品の売却	・八橋終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号） ・中島污水ポンプ場（秋田市千秋中島町10番3号）	契約締結日から平成24年3月23日まで

(2) 上記物件に係る入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されている者うち、古物類の業種で登録されている者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中ではないこと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であ

ると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成23年12月7日(水) 午前10時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

入札保証金 免除

契約予定日 平成23年12月12日(月)

注 意 事 項 (1) 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

(2) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札書の入札金額に記載される金額が予定価格以上の者のうち、最も高い金額で有効な入札を行った者を落札候補者とする。

(3) 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成23年12月6日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という（別記様式1（省略））。）を提出すること。

(2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成23年11月25日(金)から同年12月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧ならびに現地説明会に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成23年11月25日(金)から同年12月6日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

(4) 閲覧期間中に、現地説明会を希望する者には実施する。

(5) 設計書、仕様書および現地説明会に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局下水道施設課管理係

電話 018-864-1401

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成23年12月7日(水)から同月8日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（別記様式2（省略））

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434